

フードワークスやつしろ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、フードワークスやつしろ条例（令和 7 年八代市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定によりフードワークスやつしろ（以下「フードワークス」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、施設等を利用しようとする日の属する月の 2 月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その日後において最初の休館日でない日）から当該利用しようとする日までに、フードワークスやつしろ利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第 3 条 市長は、施設等の利用の許可をするときは、フードワークスやつしろ利用許可書（様式第 2 号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

(利用の取消し)

第 4 条 施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく、利用許可書を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料)

第 5 条 条例第 1 1 条第 1 項ただし書の規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第 6 条 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 7 条 条例第 1 1 条第 2 項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民が地域の活性化のために利用する場合
- (2) 市が主催する行事のために利用する場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 条例第 1 1 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようと

する者は、フードワークスやつしろ使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用者の守るべき事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外の場所で火気を使用してはならない。
- （2） 許可を受けずに物品を販売してはならない。
- （3） 許可を受けずに壁、柱等に貼紙、釘打等をしてはならない。
- （4） フードワークスの運営に支障を来す行為をしてはならない。
- （5） その他職員の指示事項を守らなければならない。

（施設の保全）

第9条 利用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その措置について指示を受けなければならない。この場合において、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、その利用を終わったときは、直ちに職員に報告し、その点検を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第10条 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条から第4条まで及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、八代市東陽地域福祉保健センター条例施行規則を廃止する規則（令和7年八代市規則第24号）による廃止前の八代市東陽地域福祉保健センター条例施行規則（平成17年八代市規則第96号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

附属設備の使用料

区分	冷暖房使用料（1時間当たり）
1階会議室	2 1 0 円
1階和室	1 0 0 円
2階調理実習室	1 0 0 円
2階食事室	1 0 0 円

様式（省略）